

---

**平成25年度**  
**市民企画事業補助金**  
**審査結果のまとめ**

---

**平成25年4月**  
**八王子市**

# 目 次

1	審査結果総括表	1
2	採択事業一覧表	2
3	審査	
(1)	審査について	5
(2)	審査フロー	6
(3)	審査方法	7
(4)	審査結果報告書	9
4	参考資料	
(1)	市民企画事業補助金審査委員会 委員名簿・開催状況	21
(2)	八王子市市民企画事業補助金交付要綱	22
(3)	平成25年度補助対象事業募集要項	26
(4)	市民企画事業補助金審査委員会設置要綱	30
(5)	担当課一覧	31

# 平成25年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

部門	件数	金額(円)	予算額(円)	予算額-補助予定金額(円)	備考	
A 活動支援部門	新規	応募	17	1,700,000		
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000		
		採択したもの	11	1,100,000		
		不採択としたもの	5	—		
	継続	応募	2	200,000		
		採択したもの	2	200,000		
		不採択としたもの	0	—		
	小計	応募	19	1,900,000	1,000,000	△ 900,000
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000		
		採択したもの	13	1,300,000	1,000,000	△ 300,000
		不採択としたもの	5	—		
	B 事業実施部門	新規	応募	16	12,038,000	
審査期間中に 取下げのあったもの			2	2,000,000		
採択したもの			8	5,800,000		
不採択としたもの			6	—		
継続		応募	3	617,000		
		採択したもの	3	617,000		
		不採択としたもの	0	—		
小計		応募	19	12,655,000	9,000,000	△ 3,655,000
		審査期間中に 取下げのあったもの	2	2,000,000		
		採択したもの	11	6,417,000	9,000,000	2,583,000
		不採択としたもの	6	—		
合計		応募	38	14,555,000	10,000,000	△ 4,555,000
	審査期間中に 取下げのあったもの	3	2,100,000			
	採択したもの	24	7,717,000	10,000,000	2,283,000	
	不採択としたもの	11	—			

## 採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	25年度補助金 交付予定額(円)
A-新-1	飼い主のいない猫の新飼主探し捕獲 避妊・去勢手術の実施協力	八王子動物愛護会ネットワーク	100,000
A-新-2	八王子市の子供達と外国人との交流を通して、子供達の健全な育成を支援する	虹の橋	100,000
A-新-4	安全・安心な住環境整備と介護保険の活かし方講座&相談会	特定非営利活動法人 はちふく・ねつと	100,000
A-新-5	八王子で野菜をつくろう！	八菜会	100,000
A-新-6	生産、加工の容易な地元農産物の普及	すまいるカフェ	100,000
A-新-7	リユース食器を使おう会	ひなげし	100,000
A-新-9	子供たちのための「百人一首競技かるた」体験出前講座	八王子九重かるた愛好会	100,000
A-新-10	暮らしの悩みと疑問をスッキリ解決！ファイナンシャル・プランナーによるセミナー&相談会	FPネットはちおうじ	100,000
A-新-12	MUSIC BASKET～障害者、未就学児可の気楽なコンサート～	MUSIC BASKET	100,000
A-新-14	視覚障害者支援活動と点字の習得	竹の子の会	100,000
A-新-16	植物博士とゆく草花散歩会	草花散歩会(evolutio)	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	25年度補助金 交付予定額(円)
B-新-2	市民の視点で地域包括ケアを知る	めじろ台安心ねつと	100,000
B-新-4	高尾山情報サイト「高尾山マガジン」	高尾山マガジン編集委員会	650,000
B-新-5	「大久保長安研究と八王子のまちおこし」	大久保長安の会	1,000,000
B-新-6	NPOパワーアップ講座	新八王子NPOパワーアップ事業実行委員会	1,000,000
B-新-8	「守っていききたい多摩丘陵の自然」-30年の活動-	多摩丘陵の自然を守る会	450,000
B-新-9	発達障がいに対する理解を深める音楽ムーブメント体験会の実施と「発達に凸凹のある子ども達」の受け入れ	一般社団法人チャイルドライフ	900,000
B-新-14	情報弱者のためのスマホ・タブレット学習講座	情報ボランティアの会(八王子)	700,000
B-新-15	一筆箋「八王子ものがたり」で八王子の魅力アップ	八王子ボランティアネットワーク	1,000,000

## 採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	25年度補助金 交付予定額(円)
A-②-1	第二回シニアが元気になるフェスティバル	八王子高齢者活動コーディネーター会	100,000
A-②-2	NPプログラムで自分らしい子育てを探そう	若葉	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	25年度補助金 交付予定額(円)
B-②-1	元気になるシニアの音楽と軽い運動	八王子音楽療法研究会	200,000
B-②-2	マイノート推進事業	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	40,000
B-③-1	第5回 八王子陵南公園さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子さくらの会	377,000



# 审 查







## 1. 審査について

6人の外部委員で構成される市民企画事業補助金審査委員会で応募書類及び公開プレゼンテーション（事業実施部門のみ対象）により事業内容の審査を行った。

また、審査委員会での審査に先立ち、事務局（協働推進課）による形式審査（事業及び団体の要件等の審査）を行った後、応募事業の内容に関連する担当部により応募書類及び面接による評価を行った。

さらに、公開プレゼンテーションにおいては、傍聴された市民の皆さまからご提出いただいた「市民コメントシート」の内容も担当部審査の結果と併せて審査委員会に送付し、市民の視点も踏まえた厳格な審査を行った。

### 【公開プレゼンテーション(1月27日)当日の様子】



●B事業実施部門へ応募した団体のうち、当該日における取下げ団体を除く18団体がプレゼンテーションを行った。



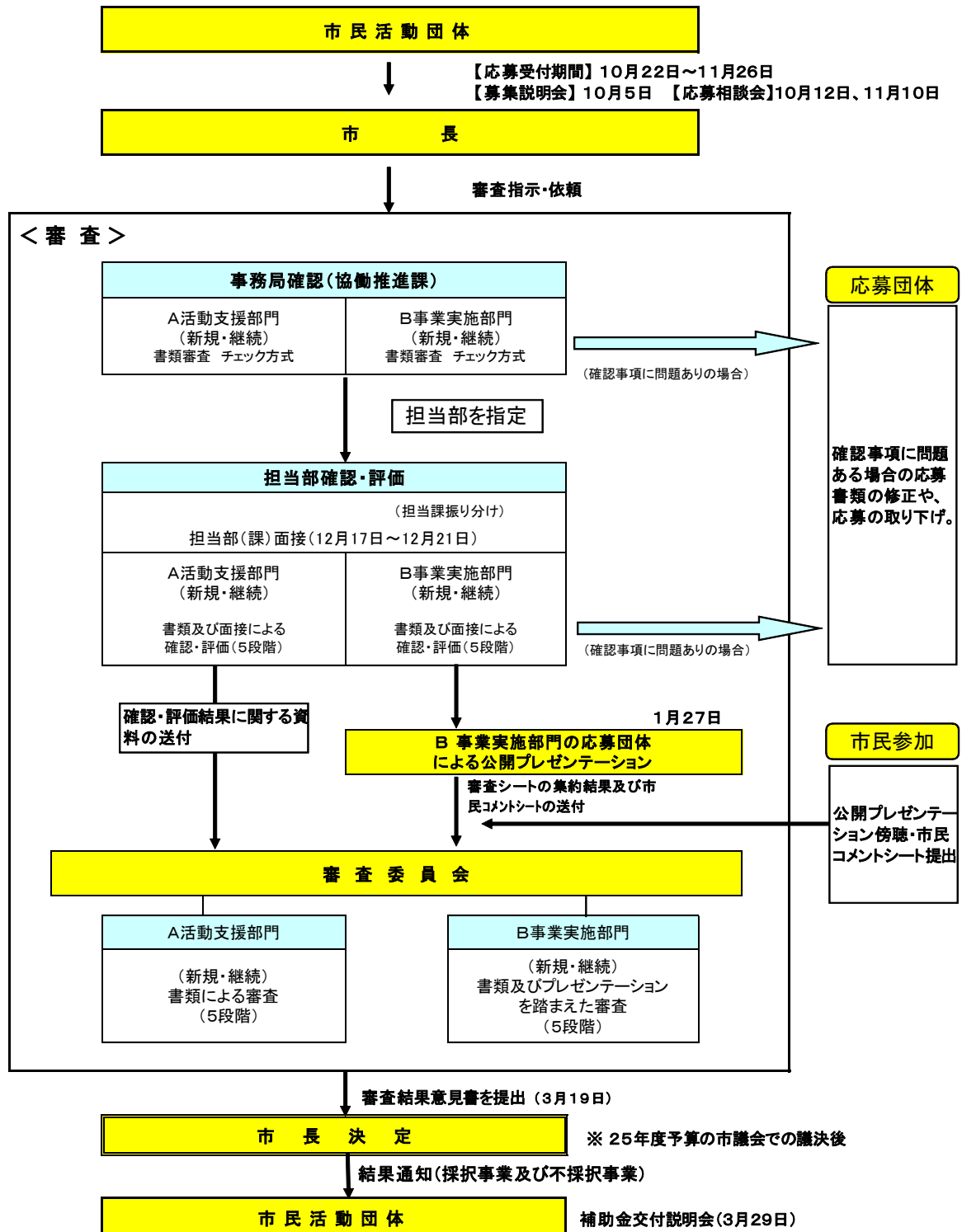
●団体のプレゼンに耳を傾ける傍聴者。傍聴者は「市民コメントシート」により、審査に参加することができる。

### 【市長に審査結果報告書を提出(3月19日)】



●右から渡辺副委員長、和田委員長、石森市長

## 2. 審査フロー



### 3. 審査方法

#### (1) 担当部による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
◆確認			
応募事業が募集要項の4に掲げる要件を満たしているか。			
◆評価（5段階）			
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	政策合致性	実施効果が市の目指す方向と一致しているか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
		八王子らしさ	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか、八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。

#### (2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また継続事業の場合、継続の必要性があるか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	社会貢献度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。
補助金交付の必要性	あり・なし	ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
		創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。
		補助金交付の必要性	あり・なし

平成25年3月19日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

平成25年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、  
次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 和田 清 美

副委員長 渡 辺 良 治

委 員 岩 佐 拓 也

同 甘 利 昌 史

同 小 町 孝

同 佐 藤 官 子

平成25年度市民企画事業補助金

# 審査結果報告書

平成25年3月19日

市民企画事業補助金審査委員会

## 講 評

### 平成25年度市民企画事業補助金の審査を終えて

市民企画事業補助金審査委員会 委員長  
首都大学東京 都市教養学部 教授 和田 清 美

平成25年度市民企画事業補助金の審査経過と結果のご報告ならびに講評について、審査委員会を代表いたしまして述べさせていただきます。

平成25年度市民企画事業補助金には合計38事業（取り下げ3事業含む。）の応募がありました。「活動支援部門」は19事業（うち新規17事業、継続2事業）、「事業実施部門」も19事業（うち新規16事業、継続3事業）となっています。昨年度の応募総数は27事業でしたので、11事業増えたこととなります。今回の募集では、とりわけ新規の応募が多く、活発な提案の数々を嬉しく受け止めました。

応募傾向の概要については以上とし、審査委員会としては、本補助金の趣旨・目的に基づいて厳正に審査いたしましたことを、まずご報告させていただきます。

応募事業に関連する市の担当部課のヒアリングを経て、公開プレゼンテーション（公開審査）を1月27日（日）午後、北野市民センターで開催し、「事業実施部門」に応募した18団体に、応募事業についてプレゼンテーションしていただきました。短い時間ではありましたが、審査委員の質問に積極的にお答えいただき、応募書類のみでは読み取れないことが多々明らかになるなど、審査過程における公開プレゼンテーションの意義を、審査委員一同、あらためて確認いたしました。

「最終選考審査会」は、2月22日（金）午後、開催されました。審査にあたっては、応募書類はもちろんのこと、公開プレゼンテーションや市の関連担当部課による評価などを参考にしつつ、審査要領に基づき厳正な審査を行いました。「活動支援部門」においては、「公益性」「期待度」を審査項目として、「事業実施部門」においては、「計画性」「社会貢献度」「ニーズの高さ」「創意工夫」を審査項目として、これらの項目をどれだけ満たしているかの総合的な評価方式により採点し、審査委員会で定めた採択基準に基づいて補助対象事業の採択・不採択を決定しました。

その結果、「活動支援部門」では、19事業のうち13事業が採択されました（採択率68%）。ただし、13事業のうち2事業が、要望を付しての採択であることを付け加えさせていただきます。また、「事業実施部門」では19事業のうち、11事業が採択されました（採択率58%）。採択された11事業のうち、要望を付した事業は3事業となっております。結果として、採択事業の合計補助金額は7,717,000円となりました。

なお、不採択となった各事業は、それぞれ該当する部門のいずれの審査項目か、もしくは複数の審査項目が満たされておらず、「補助対象事業」として認められないと審査委員会

が判断したものです。詳しくは審査結果に付されたコメントをお読み下さり、ご理解いただきたく存じます。

では、以上の審査の過程と結果を踏まえて講評させていただきます。

第一に、事業の実施計画において、事業目的と事業実施内容の関連性が不明瞭なものが見受けられ、公開プレゼンテーションの質疑では明快に答えられない団体もありました。このことは、事業の実施計画が十分に検討されていないことに他なりません。申請に際しては、事業の目的と実施計画を十分に検討したうえで、申請書にしっかりと記述していただくことを心がけるよう要望します。

第二に、事業の収支計画について、とりわけ支出面において精査されていない団体が散見されたことが挙げられます。中には、明らかに金額の積算方法に疑義が認められる団体もありました。申請に際しては、収支の積算根拠をしっかりと見積もり、精査された計画を立てていただくことを強く要望いたします。また、収入面においては、本補助金のみに依存するばかりでなく、協賛金を得るなど自主財源の確保についての努力も重ねて要望いたします。特に事業実施部門においては、将来的に自立して継続していくこと等を前提としており、本補助金は期間に限りを持たせて交付するものであることから、応募事業の将来を見据えた場合、いかに自主財源を確保していくかは団体にとっては欠かせないことであると思います。

第三に、事業の計画にあたり、同様の分野で活動している他団体等の活動状況や動向を把握し、応募事業がそれらと差別化できているか、既存事業で十分対応ができていないか等の考慮は必要であり、また、必要に応じて他団体等と連携することは事業効果を高めるうえで重要なことだと思われまます。この点がやや不足していることが審査委員会で話題になりました。本補助金がより効果的に活用されるためにも、類似の事業との差別化や、他団体との連携も視野に入れた計画や事業展開を望みます。

本補助金制度は、平成25年度をもって11年目に入りますが、制度創設当初より、自立した市民活動・事業への発展等を目的としており、多くの市民及び団体に活用されることが望まれています。補助事業として採択された団体におかれましては、この目的を達成すべく、本補助金が有効かつ厳正に活用されますことをお願いしまして、平成25年度市民企画事業補助金審査の結果報告と講評を終えます。

以 上

## 平成25年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
A-新-1	飼い主のいない猫の新飼主探し捕獲 避妊・去勢手術の実施協力	八王子動物愛護会ネットワーク	100,000
A-新-2	八王子市の子供達と外国人との交流を通して、子供達の健全な育成を支援する	虹の橋	100,000
A-新-3	環境にやさしい都市八王子を目ざして	資源循環環境研究所	100,000
A-新-4	安全・安心な住環境整備と介護保険の活かし方講座&相談会	特定非営利活動法人 はちふく・ねっと	100,000
A-新-5	八王子で野菜をつくろう！	八菜会	100,000
A-新-6	生産、加工の容易な地元農産物の普及	すまいるカフェ	100,000
A-新-7	リユース食器を使おう会	ひなげし	100,000
A-新-8	きつずきっちゃん	きつずきっちゃん	100,000
A-新-9	子供たちのための「百人一首競技かるた」体験出前講座	八王子九重かるた愛好会	100,000
A-新-10	暮らしの悩みと疑問をスッキリ解決！ファイナンシャル・プランナーによるセミナー&相談会	FPネットはちおうじ	100,000
A-新-11	成年後見制度の普及啓発事業	特定非営利活動法人ライフステージサポートステーション・こころ	100,000
A-新-12	MUSIC BASKET～障害者、未就学児可の気楽なコンサート～	MUSIC BASKET	100,000
A-新-13	JM食育ネットワーク料理教室	JM食育ネットワーク	100,000
A-新-14	視覚障害者支援活動と点字の習得	竹の子の会	100,000



## 審査委員会 審査結果(A 活動支援部門)

審査結果						
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	受 付 番 号
28	6	11	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-1
35	6	3	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-2
27	6	14	不可	事業計画や実施による効果に疑問があるため、不採択とします。	0	A-新-3
37	6	1	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-4
28	5	11	可	講座の講師や扱う野菜の選定について八王子を意識したものとするなど、八王子という地域性を盛り込んだ内容での事業展開を要望します。	100,000	A-新-5
34	6	6	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-6
29	5	10	可	将来的に障害者雇用へ結びついて行くことを期待します。	100,000	A-新-7
25	4	15	不可	類似事業がある中で新規性に欠けることや、受益者負担等の観点から計画性に疑問があるため、不採択とします。	0	A-新-8
28	5	11	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-9
30	5	8	可	公益的な市民活動として採択するものであり、会員の営利活動ととられることがないよう徹底すること。	100,000	A-新-10
25	3	15	不可	成年後見制度の啓発については市が社会福祉協議会に委託して実施しており、新規性や独自性といった観点から、本事業に改めて補助金を交付する必要性が感じられないため、不採択とします。	0	A-新-11
35	6	3	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-12
-	-	-	-	(平成25年1月7日付けで取り下げ)	0	A-新-13
30	6	8	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-14

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
A-新-15	八人の王子を八王子のキャラクターとして活かす	八王子のブランド・キャラ協議会	100,000
A-新-16	植物博士とゆく草花散歩会	草花散歩会(evolutio)	100,000
A-新-17	お互いを明るくするコミュニケーション法 女性を元気にする公開講座	ブルーミング	100,000
A-②-1	第二回シニアが元気になるフェスティバル	八王子高齢者活動コーディネーター会	100,000
A-②-2	NPプログラムで自分らしい子育てを探そう	若葉	100,000
計			1,900,000

審 査 結 果						
得点数	補助金交付 の必要性を 有りとした委員 数	優先 順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定 金額(円)	受 付 番 号
24	4	18	不可	類似事業がある中で、新たにキャラクターを作成する必要性や、作成後の活用方法が不明瞭であるため、不採択とします。	0	A-新-15
37	6	1	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-新-16
25	4	15	不可	事業を実施するにあたり、運営体制に疑問があるため、不採択とします。	0	A-新-17
31	6	7	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-②-1
35	6	3	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A-②-2
					1,300,000	

## 平成25年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
B-新-1	交通安全の啓発と環境保全、及び青少年の健全育成事業	特定非営利活動法人 明楽前進の会	168,000
B-新-2	市民の視点で地域包括ケアを知る	めじろ台安心ねっと	100,000
B-新-3	八王子に戦跡を探す旅	世界連邦運動協会八王子支部	320,000
B-新-4	高尾山情報サイト「高尾山マガジン」	高尾山マガジン編集委員会	650,000
B-新-5	「大久保長安研究と八王子のまちおこし」	大久保長安の会	1,000,000
B-新-6	NPOパワーアップ講座	新八王子NPOパワーアップ事業実行委員会	1,000,000
B-新-7	元八王子北条氏照いざ出陣まつり	元八王子北条氏照まつり実行委員会	1,000,000
B-新-8	「守っていききたい多摩丘陵の自然」-30年の活動-	多摩丘陵の自然を守る会	450,000
B-新-9	発達障がいに対する理解を深める音楽ムーブメント体験会の実施と「発達に凸凹のある子ども達」の受け入れ	一般社団法人チャイルドライフ	900,000
B-新-10	日中間の文化交流の推進	八王子市日本中国友好協会	1,000,000
B-新-11	八王子のおみやげセレクション つなげよう八王子の魅力をみんなで考え提案しよう	特定非営利活動法人 八王子是市民の会	750,000
B-新-12	留学生支援活動	SASA(Student from Abroad Supporting Association)	1,000,000
B-新-13	全国若手経営者シンポジウム	Hachioji Future Association(HFA)	1,000,000
B-新-14	情報弱者のためのスマホ・タブレット学習講座	情報ボランティアの会(八王子)	700,000

## 審査委員会 審査結果(B 事業実施部門)

審査結果						
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	受 付 番 号
44	2	14	不可	事業の継続性や収支計画に疑問があるため、不採択とします。	0	B-新-1
73	5	1	可	講演会について、めじろ台地域に限らず広く参加を呼び掛ける等、多くの方が受益者となり得るように広報活動する事を要望します。こういった取り組みが他の地域にも広がって行くことを期待します。	100,000	B-新-2
56	4	12	不可	収支計画に疑問があるため、不採択とします。	0	B-新-3
59	5	8	可	高尾山に関する他サイトとの連携や、市内の観光・商業情報などを積極的に発信することで相乗効果を生むような事業展開を期待します。	650,000	B-新-4
64	6	5	可	(特段の意見はありません。)	1,000,000	B-新-5
59	4	8	可	(特段の意見はありません。)	1,000,000	B-新-6
-	-	-	-	(平成25年3月5日付けで取り下げ)	0	B-新-7
71	5	2	可	作成する書籍について、団体の活動報告に特化した内容にならないようにしてください。	450,000	B-新-8
57	4	10	可	団体からの繰入金が多額であるため、収支状況には十分配慮して事業を実施することを求めます。	900,000	B-新-9
42	3	15	不可	収支計画の内容や事業の計画性に疑問があるため、不採択とします。	0	B-新-10
34	3	17	不可	事業内容や収支計画が不明瞭であるため、不採択とします。	0	B-新-11
40	1	16	不可	収支計画等から、事業の継続性に疑問があるため、不採択とします。	0	B-新-12
52	5	13	不可	事業の公益的な広がりという観点から疑問があるため、不採択とします。	0	B-新-13
68	6	3	可	(特段の意見はありません。)	700,000	B-新-14

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B-新-15	一筆箋「八王子ものがたり」で八王子の魅力アップ	八王子ボランティアネットワーク	1,000,000
B-新-16	Studio Blue*Bench(スタジオ ブルーベンチ)	ハンドメイドショップ Blue*Bench	1,000,000
B-②-1	元気になるシニアの音楽と軽い運動	八王子音楽療法研究会	200,000
B-②-2	マイノート推進事業	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	40,000
B-③-1	第5回 八王子陵南公園さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子さくらの会	377,000
計			12,655,000

審 査 結 果						
得点数	補助金交付 の必要性を 有りとした委 員数	優先 順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定 金額(円)	受 付 番 号
66	6	4	可	(特段の意見はありません。)	1,000,000	B-新-15
-	-	-	-	(平成24年12月5日付けで取り下げ)	0	B-新-16
60	6	7	可	(特段の意見はありません。)	200,000	B-②-1
64	5	5	可	継続事業として2回目の補助採択であり、補助金の要望額も少額であることから、自立に向けた工夫を期待します。	40,000	B-②-2
57	6	10	可	(特段の意見はありません。)	377,000	B-③-1
					6,417,000	





# 参 考 资 料

---



# 八王子市市民企画事業補助金審査委員会

## 【委員名簿】

任期 平成24年7月～25年6月

	氏名	所属
委員長	和田清美	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授
副委員長	渡辺良治	八王子市町会自治会連合会 副会長
委員	岩佐拓也	八王子学生委員会 委員長
委員	甘利昌史	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社 編集長
委員	小町孝	西武信用金庫 八王子支店 支店長
委員	佐藤宮子	小金井市 市民協働支援センター準備室 市民協働推進員

(各所属は委員就任時のもの)

## 【開催状況】

開催年月日	開催時刻	会場	内容
平成24年8月17日(金)	14:00～15:30	クイートホール 第5学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長・副委員長の選任</li> <li>・会議の公開について</li> <li>・平成25年度補助事業の募集について</li> <li>・審査及び日程について</li> <li>・平成24年度情報交換会について</li> </ul>
平成25年1月27日(日)	13:30～18:00	北野市民センター ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門)</li> </ul>
平成25年2月22日(金)	13:30～16:30	八王子市役所 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度申込事業の最終選考審査(活動支援部門・事業実施部門)</li> </ul>

## 八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画

事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との

情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。）</li> <li>2 市内に活動拠点を持っていること。</li> <li>3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。</li> <li>4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。</li> <li>5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 同左</li> <li>2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。</li> <li>3 同左</li> <li>4 同左</li> <li>5 同左</li> </ol>
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益性が認められること。</li> <li>2 市内で実施されること。</li> <li>3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。</li> <li>4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。</li> <li>5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。</li> <li>6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。</li> <li>7 市、市の外郭団体、国及び地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。</li> <li>8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。</li> <li>9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 同左</li> <li>2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。</li> <li>3 同左</li> <li>4 同左</li> <li>5 同左</li> <li>6 同左</li> <li>7 同左</li> <li>8 同左</li> <li>9 同左</li> </ol>
補助額等	金額	①1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	①1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は①とする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

# 平成25年度 八王子市『市民企画事業補助金』補助対象事業募集要項

## 1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、**市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業**について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は**公募**とし、**厳正な審査を経て決定**します。

## 2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を**全て**満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目	①	非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)	
	②	<b>構成員5人以上のグループ</b> で、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。	
	③	政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。	
	④	特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。	
個別 項目	⑤	市内に活動拠点を持っていること。	市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

## 3. 応募対象事業の種類(部門)

補助対象事業は、以下の**2部門**に分けて募集し、決定します。応募することができるのは**A活動支援部門**、**B事業実施部門**、合わせて**1団体1事業**です。

	A 活動支援部門	B 事業実施部門
内 容	この部門では、既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、 <b>自らの活動を広く紹介する事業に要する経費</b> を補助をします。ただし、計画段階での事業費が <b>5万円以上</b> のものとしします。	この部門では、 <b>市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部</b> を補助します。ただし、計画段階での事業費が <b>10万円以上</b> のものとしします。
補助金額	必要な経費の <b>10分の10</b> (千円未満切り捨て、上限10万円)	① 必要な経費の <b>2分の1以内</b> (千円未満切り捨て、上限100万円) ② <b>2回目以降</b> は対象事業費の <b>1/3以内</b> 又は <b>前回交付決定額の80%のいずれか低い額</b> 。 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認められた場合は、①とします。
補助回数	<b>同一団体2回まで</b>	<b>同一の事業に対して3回まで</b>



## 4. 対象となる事業の条件

補助対象事業は、次に掲げる要件を**全て**満たす必要があります。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目	①	公益性が認められること。	
	②	計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
	③	<b>平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に実施する事業</b> であること。	
	④	政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
	⑤	特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
	⑥	市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。	
	⑦	上記①～⑥の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別 項目	⑧	市内で実施すること。	市内で実施されるか、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

## 5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費  
例) 家賃、電話及びインターネット通信料、登録組織等への会費、事務局に係る経費など
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産及び高額な備品（おおむね 20 万円以上）の購入費

## 6. 募集説明会・応募相談会の開催

### (1) 募集説明会

募集開始にあたり、下記のとおり説明会を開催し、申込手続きや制度の概要等についての説明を行います。応募を予定している団体関係者は、ぜひご出席下さい。（事前申込不要）

【日 時】平成24年10月5日(金) 午後2時～3時（午後1時30分開場）

【会 場】八王子市役所 本庁舎 7階 701会議室（元本郷町3-24-1）

### (2) 応募相談会

上記の説明会のほか、応募にあたって、個別に相談を受け付けるための応募相談会を開催します。（事前申込不要）

【日 時】①平成24年10月12日(金) 午後1時～3時

②平成24年11月10日(土) 午後1時～3時

【会 場】①南口総合事務所内 多目的スペース（子安町 4-7-1 サザンスカイトワー4階）

②市民活動支援センター(旭町 12-1 ファルマ802ビル 5階)

※ 相談会にお越しになれない場合でも、協働推進課では、相談を随時受け付けています。

直接来庁の上相談をご希望の場合は、出来るだけ事前にご連絡いただいた上、お越し下さい。

## 7. 応募受付期間

平成 24 年 10 月 22 日(月)～11 月 26 日(月)必着（協働推進課まで提出もしくは郵送）

※ パソコンを使用して書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

## 8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます。

【凡例】 ○：必要    △：場合により必要    ×：不要

	書 類 の 名 称	A 部門		B 部門	
		新規	継続	新規	継続
様式1	交付申込書 ※押印が必要です。	○	○	○	○
付属資料	平成24年度事業の進捗状況	×	○	×	○
付属資料	過去の活動実績	×	×	○	×
様式2	実施計画書	○	○	○	○
付属資料	複数年度の事業計画書 ※ 複数年度にわたり補助金に応募する予定の場合	△	△	△	△
様式3	収支計画書	○	○	○	○
様式自由	団体の定款・会則	○	○	○	○
様式自由	団体の最新の決算書	○	○	○	○

## 9. 審査方法

補助対象事業の審査は、市民企画事業補助金審査委員会が行い、その審査にあたっては、応募事業の内容に関連する、市の担当部による事業内容の評価や公開プレゼンテーションでの市民コメント（後述）を参考とします。

なお、担当部の評価にあたっては、応募団体との面接（※参加必須。12月13日～20日頃を予定）を行います。また、継続事業については、前年度事業の進捗状況の内容も参考にした上で審査します。

★応募にあたっては、以下の項目を考慮してご記入願います。

(1) 担当部による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	政策 合致性	実施効果が市の目指す方向と一致しているか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
/		八王子らしさ	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか、八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。

(2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また継続事業の場合、継続の必要性があるか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	社会貢献度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。
補助金交付の必要性		ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
/		創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。
		補助金交付の必要性	

### (3) 市民企画事業補助金審査委員会委員

	氏名	所属
委員長	和田清美	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授
副委員長	渡辺良治	八王子市町会自治会連合会 副会長
委員	岩佐拓也	八王子学生委員会 委員長
委員	甘利昌史	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社 編集長
委員	小町孝	西武信用金庫 八王子支店 支店長
委員	佐藤宮子	小金井市 市民協働支援センター準備室 市民協働推進員

審査委員会による審査結果（補助対象事業の選考及び交付額の査定結果）は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

## 10. 公開プレゼンテーションの実施

「B事業実施部門」に応募された団体は、審査の一環として、企画事業の内容・目的やその効果等について一般公開でプレゼンテーションを行います。

【日時】平成25年1月27日(日)

【会場】北野市民センター 8階 ホール（北野町 545-3）

※開催時間は、応募件数が確定後、応募団体に通知します。

※公開プレゼンテーションの周知については、広報「はちおうじ」1月15日号及び市ホームページで行います。

## 11. 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を**市民コメントシート**で提出することができます。提出された市民コメントは、審査の参考資料として、「市民企画事業補助金審査委員会」に提出します。

## 12. 結果の公表

審査の結果は、広報はちおうじ、市ホームページで公表するとともに、応募団体へ通知します。

## 13. 補助金交付事業の普及広報

市民企画事業補助金制度を市民の方により知っていただくために、補助金交付を受けた団体は補助事業を行う際にポスターやチラシ等に市民企画事業補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

## 14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます**。このほか、市が開催する**情報交換会や、事業の成果を発表する一般公開の成果報告会等に参加していただきます**。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

### お問い合わせ・応募書類等の提出先 八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号（八王子市役所本庁舎7階）

電話：042-620-7401 FAX：042-626-0253

Eメールアドレス：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/shiminkikaku/kikakujiogyo.html>

（こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等がご覧いただけます。）

# 市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業（以下「申請事業」という。）について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に定める任期については、必要に応じ、延長・短縮等を行う事が出来る。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

参考：平成25年度 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

区分	受付番号	事業名	団体名	担当課		
A 活動 支援 部門	新 1	飼い主のいない猫の新飼主探し捕獲 避妊・去勢手術の実施協力	八王子動物愛護会ネットワーク	保健総務課		
	新 2	八王子市の子供達と外国人との交流を通して、子供達の健全な育成を支援する	虹の橋	指導課	国際交流課	児童青少年課
	新 4	安全・安心な住環境整備と介護保険の活かし方講座&相談会	特定非営利活動法人 はちふく・ねっと	介護保険課	高齢者支援課	
	新 5	八王子で野菜をつくろう！	八菜会	農林課		
	新 6	生産、加工の容易な地元農産物の普及	すまいるカフェ	農林課		
	新 7	リユース食器を使おう会	ひなげし	障害者福祉課	ごみ減量対策課	
	新 9	子供たちのための「百人一首競技かるた」体験出前講座	八王子九重かるた愛好会	子どものしあわせ課	生涯学習総務課	
	新 10	暮らしの悩みと疑問をスッキリ解決！ファイナンシャル・プランナーによるセミナー&相談会	FPネットはちおうじ	暮らしの安全安心課		
	新 12	MUSIC BASKET～障害者、未就学児可の気楽なコンサート～	MUSIC BASKET	障害者福祉課	学園都市文化課	子どものしあわせ課
	新 14	視覚障害者支援活動と点字の習得	竹の子の会	障害者福祉課		
	新 16	植物博士とゆく草花散歩会	草花散歩会(evolutio)	環境保全課		
	② 1	第二回シニアが元気になるフェスティバル	八王子高齢者活動コーディネーター会	高齢者支援課		
	② 2	NPプログラムで自分らしい子育てを探そう	若葉	子ども家庭支援センター		
	B 事業 実施 部門	新 2	市民の視点で地域包括ケアを知る	めじろ台安心ねっと	高齢者支援課	
新 4		高尾山情報サイト「高尾山マガジン」	高尾山マガジン編集委員会	観光課		
新 5		「大久保長安研究と八王子のまちおこし」	大久保長安の会	観光課	文化財課	
新 6		NPOパワーアップ講座	新八王子NPOパワーアップ事業実行委員会	協働推進課		
新 8		「守っていききたい多摩丘陵の自然」-30年の活動-	多摩丘陵の自然を守る会	環境保全課		
新 9		発達障がいに対する理解を深める音楽ムーブメント体験会の実施と「発達に凸凹のある子ども達」の受け入れ	一般社団法人チャイルドライフ	障害者福祉課	児童青少年課	
新 14		情報弱者のためのスマホ・タブレット学習講座	情報ボランティアの会(八王子)	IT推進室	学習支援課	
新 15		一筆箋「八王子ものがたり」で八王子の魅力アップ	八王子ボランティアネットワーク	観光課		
② 1		元気になるシニアの音楽と軽い運動	八王子音楽療法研究会	高齢者支援課		
② 2		マイノート推進事業	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	高齢者支援課		
③ 1		第5回 八王子陵南公園さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子さくらの会	観光課	公園課	

平成25年4月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/33852/shiminkatudo/shiminkikaku/index.html>